

## パブリックコメント(意見の募集)等について

### 1. パブリックコメント(意見の募集)

○実施期間 平成 25 年 12 月下旬～平成 26 年 1 月下旬(約 30 日間)

○実施方法

環境省ホームページにて報道発表。「あり方検討会報告書案」を意見募集対象とし、郵送、FAX、電子メールにより提出。

○実施の位置付け

行政手続法に基づかないが、準じて実施するパブリックコメント。

○実施主体と検討会との関係について

検討会の事務局たる環境省が、幅広く意見を募集し、検討会にパブリックコメントの結果を資料として提示するもの。

○意見の取り扱い

- ①寄せられた意見を事務局で報告書案に沿って整理。
- ②整理した内容を検討会(第 16 回)で資料として提示。
- ③委員が新しい視点等を見だし、取り入れた方がよいと考えた場合は報告書に反映。
- ④パブリックコメントの結果は、検討会に資料として提示することで公表とする。

○最終報告書におけるパブリックコメント結果の取り扱い

参考資料として添付。

※なお、パブリックコメント期間中には、地方説明会を全国数カ所で開催し、国内措置案の検討状況及びパブリックコメントの実施についての周知、国内措置全般に関する意見交換を行う(平成 26 年 1 月予定)。